



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*12	市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	.....	1
*13	市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	.....	1
*14	市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	.....	2
*15	市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	14
*16	へき手当及びへき手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則	.....	15

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第12号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「退職派遣者」の次に「（以下「退職派遣者」という。）」を加える。

第8条の3中「6箇月」を「6か月」に改める。

第8条の4中「法人に使用されるもの」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員
- (2) 退職派遣者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会がこれらに準ずる者であると認めるもの

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成27年和歌山県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（地域手当に関する経過措置）

- 2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第34号）附則第6項の表に規定する教育委員会規則で定める割合は、国家公務員の地域手当の支給割合の例による。

附則第3項中「6箇月」を「6か月」に改める。

### 和歌山県教育委員会規則第13号

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第24条の2」を「第26条」に、「第24条の3」を「第27条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**和歌山県教育委員会規則第14号**

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「級別標準職務及び」を削り、「第24条」を「第25条」に、「第24条の2―」を「第26条・」に、  
「第8章 特別の場合における号給の決定（第38条―第41条）」を「第8章 降号（第37条の2）」に、  
「第9章 雑則（第42条・第43条）」を「第9章 特別の場合における号給の決定（第38条―第41条）」に、  
「第10章 雑則（第42条・第43条）」を「第10章 雑則（第42条・第43条）」に改める。

決定（第38条―第41条）に改める。

第1条中「第10条第4項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容、教育委員会がその所属の職員の職務の級及び号給を決定する場合」を「第11条第1項に規定する新たに職員として任用する場合の初任給の基準並びに昇格及び降格」に改める。

第2条第1号中「いずれか一の」を「いずれかの」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

第2章の章名中「級別標準職務及び」を削る。

第3条を次のように改める。

**第3条 削除**

第10条第2号中「第24条の3第1項」を「第27条第1項」に改める。

第11条第2項中「前項第2号」を「前項」に改める。

第12条第1項中「第24条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第20条第3項中「第1項第2号」を「第1項」に改める。

第23条第4項中「昇格させた場合におけるその者の号給」を「昇格させる場合において、第1項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるとき」に、「号給とする」を「ところにより、その者の号給を決定することができる」に改める。

第25条から第27条までを削る。

第24条の3第3項中「第24条」を「第25条」に改め、第6章中同条を第27条とする。

第24条の2第2項を次のように改める。

2 第20条第3項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

第24条の2を第26条とする。

第24条第1項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第8に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第24条第4項を削り、第5章中同条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

(降格)

第24条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第9章を第10章とし、第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 降号

第37条の2 職員の分限に関する条例（昭和27年和歌山県条例第1号）第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第38条中「第24条の3第2項」を「第27条第2項」に改める。

第39条第1項中「地公法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）」に改め、「この条において」及び「（以下「休職等の期間」という。）」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第3の4の部中学卒の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第5備考4中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」に改める。

別表第8を次のように改める。

別表第8 降格時号給対応表（第25条関係）

ア 小学校、中学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	9	49	57
2	10	50	58
3	10	51	59
4	11	52	60
5	12	53	61
6	13	54	62
7	14	55	63
8	15	56	64

9	16	57	65
10	17	58	66
11	18	59	67
12	19	60	68
13	20	61	69
14	21	62	70
15	23	63	71
16	24	64	72
17	25	65	73
18	26	66	74
19	27	67	75
20	28	68	80
21	29	69	85
22	30	70	90
23	31	71	93
24	32	72	93
25	33	73	93
26	34	74	93
27	35	75	93
28	36	76	93
29	37	77	93
30	38	78	93
31	39	79	93
32	40	80	93
33	41	81	93
34	42	82	93
35	43	83	93
36	44	84	93
37	45	85	93
38	46	86	
39	47	87	
40	48	88	
41	50	89	
42	52	90	
43	54	91	
44	56	92	
45	58	93	
46	60	94	
47	62	95	
48	64	96	
49	66	97	

50	68	98	
51	70	99	
52	72	100	
53	73	101	
54	74	102	
55	75	103	
56	76	104	
57	78	105	
58	80	106	
59	82	107	
60	84	108	
61	87	110	
62	90	112	
63	93	114	
64	96	116	
65	101	117	
66	106	118	
67	111	119	
68	116	120	
69	119	122	
70	122	124	
71	125	126	
72	125	128	
73	125	130	
74	125	150	
75	125	155	
76	125	157	
77	125	157	
78	125	157	
79	125	157	
80	125	157	
81	125	157	
82	125	157	
83	125	157	
84	125	157	
85	125	157	
86	125	157	
87	125	157	
88	125	157	
89	125	157	

90	125	157	
91	125	157	
92	125	157	
93	125	157	
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		

130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

## イ 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	53	41
2	22	54	42
3	23	55	43
4	24	56	44
5	25	57	45
6	26	58	46
7	27	59	47
8	28	60	48

9	29	61	49
10	30	62	50
11	31	63	51
12	32	64	52
13	33	65	53
14	34	66	54
15	35	67	55
16	36	68	56
17	37	69	57
18	38	70	58
19	39	71	59
20	40	72	60
21	41	73	61
22	42	74	62
23	43	75	63
24	44	76	64
25	45	77	66
26	46	78	68
27	47	79	70
28	48	80	72
29	50	81	74
30	52	82	76
31	54	83	77
32	56	84	77
33	58	85	77
34	60	86	77
35	62	87	77
36	64	88	77
37	66	89	77
38	68	90	
39	70	91	
40	72	92	
41	73	93	
42	74	94	
43	75	95	
44	76	96	
45	78	97	
46	80	98	
47	82	99	
48	84	100	



49	86	102	
50	88	104	
51	90	106	
52	92	108	
53	94	110	
54	96	112	
55	98	114	
56	100	116	
57	103	123	
58	106	130	
59	109	142	
60	112	145	
61	117	145	
62	122	145	
63	127	145	
64	132	145	
65	138	145	
66	144	145	
67	150	145	
68	153	145	
69	153	145	
70	153	145	
71	153	145	
72	153	145	
73	153	145	
74	153	145	
75	153	145	
76	153	145	
77	153	145	
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		

89	153		
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		

129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		

ウ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	17	13	17
2	22	18	14	18
3	23	19	15	19
4	24	20	16	20
5	25	21	17	21
6	26	22	18	22
7	27	23	19	23
8	28	24	20	24
9	29	25	21	25
10	30	26	22	26
11	31	27	23	27
12	32	28	24	28
13	33	29	25	29
14	34	30	26	30
15	35	31	27	31
16	36	32	28	32
17	37	33	29	33
18	38	34	30	34
19	39	35	31	35

20	40	36	32	36
21	41	37	33	37
22	42	38	34	38
23	43	39	35	39
24	44	40	36	40
25	45	41	37	41
26	46	42	38	42
27	47	43	39	43
28	48	44	40	44
29	50	45	41	45
30	52	46	42	46
31	54	47	43	47
32	56	48	44	48
33	57	49	45	50
34	58	50	46	52
35	59	51	47	54
36	60	52	48	56
37	62	53	49	57
38	64	54	50	58
39	66	55	51	59
40	68	56	52	60
41	70	57	53	63
42	72	58	54	66
43	74	59	55	69
44	76	60	56	72
45	78	61	57	76
46	80	62	58	80
47	82	63	59	84
48	84	64	60	90
49	85	65	61	96
50	85	66	62	102
51	85	67	63	105
52	85	68	64	105
53	85	70	65	105
54	85	72	66	105
55	85	74	67	105
56	85	76	68	105
57	85	78	69	105
58	85	80	70	105
59	85	82	71	105

60	85	84	72	105
61	85	91	74	105
62	85	98	76	105
63	85	105	78	105
64	85	105	80	105
65	85	105	82	105
66	85	105	84	105
67	85	105	86	105
68	85	105	88	105
69	85	105	89	105
70	85	105	90	105
71	85	105	91	105
72	85	105	92	105
73	85	105	94	105
74	85	105	113	105
75	85	105	113	105
76	85	105	113	105
77	85	105	113	105
78	85	105	113	105
79	85	105	113	105
80	85	105	113	105
81	85	105	113	105
82	85	105	113	105
83	85	105	113	105
84	85	105	113	105
85	85	105	113	105
86	85	105	113	
87	85	105	113	
88	85	105	113	
89	85	105	113	
90	85	105	113	
91	85	105	113	
92	85	105	113	
93	85	105	113	
94	85	105	113	
95	85	105	113	
96	85	105	113	
97	85	105	113	
98	85	105	113	
99	85	105	113	

100	85	105	113	
101	85	105	113	
102	85	105	113	
103	85	105	113	
104	85	105	113	
105	85	105	113	
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		
110		105		
111		105		
112		105		
113		105		

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 和歌山県教育委員会規則第15号

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「1万3,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第3号中「2万円」を「2万4,000円」に改め、同項第4号中「2万6,000円」を「3万2,000円」に改め、同項第5号中「3万3,000円」を「4万円」に改め、同項第6号中「3万8,000円」を「4万6,000円」に改め、同項第7号中「4万3,000円」を「5万2,000円」に改め、同項第8号中「4万8,000円」を「5万8,000円」に改め、同項第9号中「5万3,000円」を「6万4,000円」に改め、同項第10号中「5万8,000円」を「7万円」に改める。

第5条第1項中「法人に使用されるもの」を「者」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員
- (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第12条第1号に規定する退職派遣者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会がこれらに準ずる者であると認めるもの

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（平成27年和歌山県教育委員会

規則第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「2万6,000円」を「3万円」に改める。

### 和歌山県教育委員会規則第16号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則（平成24年和歌山県教育委員会規則第5号）を次のように改正する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

#### 別表第3（第12条関係）

##### へき地学校

所属郡市	級	学校名
紀の川市	1級	鞆渕小学校 鞆渕中学校
	2級	細野小学校
田辺市	1級	伏菟野小学校 上山路小学校 咲楽小学校 三里小学校 本宮小学校 龍神中学校 本宮中学校 南部高等学校龍神分校
	2級	龍神小学校 近野小学校 富里小学校 近野中学校
新宮市	1級	高田小学校 高田中学校
伊都郡	1級	丹生川小学校 花坂小学校
	2級	梁瀬小学校 久保小学校 富貴小学校 富貴中学校
海草郡	1級	毛原小学校 長谷毛原中学校 海南高等学校美里分校
有田郡	1級	津木小学校 五西月小学校 西ヶ峯小学校 城山西小学校 楠本小学校 八幡小学校 白馬中学校 八幡中学校 有田中央高等学校清水分校
	2級	久野原小学校 安諦小学校

		安諦中学校
日高郡	1級	清川小学校 川原河小学校 美山中学校
	2級	笠松小学校 寒川第一小学校 中津中学校
西牟婁郡	1級	安居小学校 市鹿野小学校 三舞中学校
東牟婁郡	1級	明神小学校 北山小学校 明神中学校 北山中学校
	2級	三尾川小学校
	3級	色川小学校 色川中学校

別表第4 (第12条関係)

へき地学校に準ずる学校

所属郡市	学校名
紀の川市	桃山小学校 桃山中学校
田辺市	中山路小学校
有田郡	粟生小学校
日高郡	山野小学校 中津小学校 日高高等学校中津分校

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。